

認証機関に対する要求事項

新旧対照表

項目	改 訂 後	改 訂 前
漁業 5.11.3 臨時審査	漁業認証規格の要求事項への不適合の可能性がある、またはスキームの信頼性に関わる重大なリスクがあると判断される場合、認証機関は認証申請者に臨時審査(emergency audit)を実施しなければならない。このリスクに関する情報は実証検証され、協議会が望む場合は共有されなければならない。 なお、スキームの信頼性に関わる重大なリスクがあると判断される情報が公的機関による信頼性の高いものである場合、認証機関は認証要求事項への不適合を立証し、5.11.4.及び5.11.5.に規定する手続きを経ずに、認証を一時停止することができる。この手続きを講じる際にはその理由を明記した書面により対象の事業者へに通知するものとする。	漁業認証規格の要求事項への不適合の可能性がある、またはスキームの信頼性に関わる重大なリスクがあると判断される場合、認証機関は認証申請者に臨時審査(emergency audit)を実施しなければならない。このリスクに関する情報は実証され、協議会が望む場合は共有されなければならない。
養殖 5.11.3 臨時審査	養殖認証規格の要求事項への不適合の可能性がある、またはスキームの信頼性に関わる重大なリスクがあると判断される場合、認証機関は認証申請者に臨時審査(emergency audit)を実施しなければならない。このリスクに関する情報は実証検証され、協議会が望む場合は共有されなければならない。 なお、スキームの信頼性に関わる重大なリスクがあると判断される情報が公的機関による信頼性の高いものである場合、認証機関は認証要求事項への不適合を立証し、5.11.4.に規定する手続きを経ずに、認証を一時停止することができる。この手続きを講じる際にはその理由を明記した書面により対象の事業者へに通知するものとする。	養殖認証規格の要求事項への不適合の可能性がある、またはスキームの信頼性に関わる重大なリスクがあると判断される場合、認証機関は認証申請者に臨時審査(emergency audit)を実施しなければならない。このリスクに関する情報は実証され、協議会が望む場合は共有されなければならない。

項目	改 訂 後	改 訂 前
CoC 5.11.2 臨時審査	CoC 認証規格の要求事項への不適合の可能性がある、またはスキームの信頼性に関わる重大なリスクがあると判断される場合、認証機関は認証申請者に臨時審査(emergency audit)を実施しなければならない。このリスクに関する情報は実証検証され、協議会が望む場合は共有されなければならない。 なお、スキームの信頼性に関わる重大なリスクがあると判断される情報が公的機関による信頼性の高いものである場合、認証機関は認証要求事項への不適合を立証し、5.11.4.に規定する手続きを経ずに、認証を一時停止することができる。この手続きを講じる際にはその理由を明記した書面により対象の事業者に通知するものとする。	CoC 認証規格の要求事項への不適合の可能性がある、またはスキームの信頼性に関わる重大なリスクがあると判断される場合、認証機関は認証申請者に臨時審査(emergency audit)を実施しなければならない。このリスクに関する情報は実証され、協議会が望む場合は共有されなければならない。
CoC 1.5 認証申請者の資格	認証申請者とは、流通加工段階認証（以下「CoC 認証」という。）を申請している組織、あるいは CoC 認証をすでに受けている組織のことである。 認証機関は、審査対象となる事業を営む者が、当該国において必要とされる許可または免許を取得していること、または関係法令に照らして適法に事業を実施していることを確認しなければならない。	認証申請者とは、流通加工段階認証（以下「CoC 認証」という。）を申請している組織、あるいは CoC 認証をすでに受けている組織のことである。